

# 八丈町農業委員会

## 第8回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和2年11月20日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和2年11月20日(金) 9:00～10:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

|         |    |           |    |    |       |
|---------|----|-----------|----|----|-------|
| 会長      | 14 | 沖山 慶孝     | 委員 | 6  | 浅沼 實  |
| 会長職務代理者 | 13 | 浅沼 博之     | 〃  | 7  | 菊池 家司 |
| 委員      | 1  | 磯崎 正      | 〃  | 8  | 大澤 正雄 |
| 〃       | 2  | 伊勢崎武二     | 〃  | 9  | 菊池 勝男 |
| 〃       | 3  | 菊池 國仁     | 〃  | 10 | 奥山 完己 |
| 〃       | 4  | 菊池 寛      | 〃  | 11 | 青木 保憲 |
| 〃       | 5  | 磯崎 典雄(欠席) | 〃  | 12 | 沖山 宗春 |

4.農業委員欠席：1名

5.農地利用最適化推進委員出席：0名

|    |   |           |    |   |           |
|----|---|-----------|----|---|-----------|
| 委員 | 1 | 菊池 睦男(欠席) | 委員 | 5 | 浅沼 隆章(欠席) |
| 〃  | 2 | 加藤 純生(欠席) | 〃  | 6 | 欠員        |
| 〃  | 3 | 笹本 守彦(欠席) | 〃  | 7 | 奥山 利平(欠席) |
| 〃  | 4 | 西條 忍(欠席)  |    |   |           |

6.農地利用最適化推進委員欠席：6名

7. 会議録署名委員の指名： 6番 浅沼 實委員、7番 菊池 家司委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

9.出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐、事務局 篠崎 京平、坂井 俊介、笠井 貴夫

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：2名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

11. 傍聴人：0名

[ 会議内容 ]

議長 それでは時間となりましたので第8回総会を開催いたします。

今月も新型コロナウイルス感染症拡大対策の為、出席者を農業委員に限定した形での開催となりますことをご了承ください。

本日の会議録署名委員ですが、6番委員・7番委員お願いします。

次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年11月20日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 1,170m<sup>2</sup>、権利種別 3条無償移転

譲渡人

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜、イモ類

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の さんについては、現在は主に農業をしておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。島外に住んでいて耕作見込みのない弟の さんより農地を譲り受けるとの事です。

農地については現在整地されており、農地取得後は野菜やイモ類の栽培を行っていくと伺っております。

下限面積については、経営面積が36.8アールと1アールを超えているため問題ありません。地域との調和については周囲と調和した農業をやっていきたいということです。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、6番委員お願いします。

農委6番 事務局からの説明でもありましたように、兄弟間での農地の譲渡ということであり、譲受人の さんにおいては、すでに農業を行っているという事で問題ないかと思われま

議長 議案第1号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等がございますか。

...無いようでしたら議案第1号を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年11月20日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積5,317㎡の内3,916㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 野菜、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。この農地は、野菜栽培する計画となっております。 さんについて、以前は唐辛子を栽培する経営計画となっておりますが、規模拡大等の理由により9月の担い手育成総合支援協議会において唐辛子栽培にアシタバ、さつまいも、里芋を追加した経営計画に変更しております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、7番委員お願いします。

農委7番 利用権設定を受ける さんについては、事務局からの説明でもありましたように担い手育成総合支援協議会において唐辛子栽培にアシタバ、さつまいも、里芋を追加した経営計画に変更しているということで問題ないかと思われま

議長 議案第2号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等ございますか。

...無いようでしたら第2号議案を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については許可することと決しました。